江 戸 Ш \overline{X} す < す < ス ク ル 事 業 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

江 戸 Ш \overline{X} す < す < ス ク ル 事 業 条 例 $\overline{}$ 平 成 _ + 六 年 + 月 江 戸 Ш \overline{X} 条 例 第

号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

実 施 時 間

第

 \equiv

条

中

 \neg

次

条

_

を

 \neg

第

四

条

_

に

改

め

同

条

の

次

に

次

の

条

を

加

え

る

五

+

七

第 \equiv 条 の す < す < ス ク ル 事 業 $\overline{}$ 第 _ 条 第 — 号 に 規 定 す る 事 業 に 限 る 以 下

こ の 項 次 条 第 項 第 五 条 第 _ 項 及 び 第 六 条 に お 11 て 同 じ **ത** 実 施 時 間 は

次 の 各 号 に 掲 げ る 実 施 \Box に つ 11 て そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 掲 げ る 時 間 لح す る

平 日 放 課 後 か 5 午 後 五 時 ま で

土 曜 日 及 び 学 校 休 業 日 午 前 八 時 Ξ + 分 か 5 午 後 五 時 ま で

学 童 ク ラ ブ 事 業 の 実 施 時 間 は 次 の 各 믕 に 掲 げ る 実 施 日 に つ L١

て

そ

れ

ぞ

れ

午

前

八

2

当 該 各 号 に 掲 げ る 時 間 لح す る

平 日 放 課 後 か 5 午 後 七 時 ま で 0 た だ L 学 校 休 業 日 に お しし て は

時 Ξ + 分 か 5 午 後 七 時 ま で

_ 土 曜 日 午 前 八 時 Ξ + 分 か 5 午 後 五 時 ま で

3 前 項 の 規 定 に か か わ 5 ず 江 戸 Ш \overline{X} 長 以 下 \overline{X} 長 _ لح 11 う が 特

に

必

要 第 四 لح 条 認 第 め る 頂 لح 中 き は \neg $\overline{}$ 第 す < 条 す 第 < ス 号 ク に 規 ル 事 定 す 業 る の 事 実 業 施 に 時 限 間 る を 0 変 以 更 下 す こ る こ ഗ 項 لح が 次 で 条 ㅎ 第 る

頂 及 び 第 六 条 に お L١ て 同 じ 0 を 削 IJ 同 条 第 Ξ 項 中 \neg 江 戸 Ш X 長 $\overline{}$ 以 下

 $\overline{\mathsf{X}}$ 長 ح L١ う _ を \neg X 長 _ に 改 め る

第 九 条 を 第 + 条 ح し ` 第 八 条 の 次 に 次 の __ 条 を 加 え る

 $\overline{}$ 補 食 の 提 供

第

九 条 学 童 ク ラ ブ 事 業 に お け る 補 食 の 提 供 は 学 童 ク ラ ブ 登 録 を 行 L١ か

つ

を

食 の 提 供 を 希 望 す る 児 童 に 対 U て 行 う こ لح

補 が で き る

前 項 の 補 食 の 提 供 を 受 け る 児 童 の 保 護 者 は 児 童 _ 人 に つ ㅎ 月 額 千 七 百 円

負 担 す る 2

付 則

こ の 条 例 は ` 公 布 の 日 か 5 施 行 す る

要 が 学 あ 童 ク る こ ラ ٢ ブ 0 事 ま 業 た に お 保 ١J 護 て 者 の 児 就 童 労 の 支 成 援 長 に の 観 欠 点 か か せ 5 な しし 預 補 か 食 IJ の 時 提 間 供 の を 復 延 長 活 が さ 必 せ

要

な

る

必

た

め

`

本

案

を

提

出

い

た

b

ま

す

説

明